

2020年9月10日

各位

東邦亜鉛株式会社

当社に対する行政処分について

当社安中製錬所（群馬県安中市）において過去に出荷した非鉄スラグの一部が、土壤汚染対策法（以下、「土対法」という。）の土壤環境基準を超過し、また当社の管理不足により不適切な使用・混入がなされていた件（2019年8月9日付リリース「当社の非鉄スラグ製品に関するお知らせ」にて公表。）につきまして、本日、群馬県より廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づく行政処分を受けましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

地域住民の皆様や株主の皆様、取引先企業の皆様をはじめとする関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしましたこと心よりお詫び申し上げます。本件につきまして、群馬県等行政機関のご指導に従い、回収・撤去等を進め、二度とこのようなことが発生しないよう、再発防止策を徹底していく所存でございます。

記

1. 行政処分の内容

当社安中製錬所における産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の事業停止並びに産業廃棄物処理施設の使用の停止 90 日間（2020年9月11日から2020年12月9日）の処分を受けました。

今回の処分は、当社が環水土第 20 号における記載(*)から、土対法の土壤環境基準を超過する非鉄スラグを路盤材として出荷可能と認識し、業者に非鉄スラグの運搬または処分を委託した事実が、廃棄物処理法違反と判断された結果です。

(*) 環境省環境管理局水環境部長による通知（平成 15 年 2 月 4 日付け環水土第 20 号）における、「土木用・道路用資材等として用いられ、かつ、周辺土壌と区別して用いられている場合は、そもそも土壌とはみなされない」との記載。

2. 現在までの対応状況

2019年8月9日に当社ホームページ（HP）上で「当社の非鉄スラグ製品に関するお知らせ」「当社の非鉄スラグ製品の調査・回収について」を公表し、非鉄スラグのリスクについて注意喚起を行いました。また、地域住民の皆様などからのご相談や情報提供を受け付けるための「お問い合わせ窓口」を設置したことをHPに掲載するとともに、同年11月および12月、地元紙に社告「弊社非鉄スラグに関する情報提供のお願い」を掲載し、当該非鉄スラグが使用された可能性のある箇所について広く情報提供を呼びかけました。

日本鉱業協会の改正非鉄スラグガイドラインに基づき、2016年4月以降、当該非鉄スラグについては路盤材向け出荷を完全に停止しておりますが、使用が判明した箇所については、土地所有者の皆様等とご相談のうえ、当社の責任および負担において、生活環境の保全上支障がないよう回収・撤去等を実施しております。2020年7月現在、おおよそ8割は撤去・修補・対策工事が完了または工事進行中です。

3. 再発防止

当社では2020年3月に業務執行部門から独立した専門部署として「品質保証室」、「環境・安全室」を設置し、品質管理や環境保全の状況を検証する定期的なモニタリングの実行を行うとともに、その結果を経営に対して直接報告することができる体制の構築を行っております。これにより、品質保証体制を強化するとともに、環境保全に対する意識の向上に取り組んでまいります。

4. 業績への影響

本事業停止による2021年3月期業績への影響は軽微であります。また、2019年8月9日に公表した本事業案に関わる全体費用の想定に変更はありません。

5. 役員報酬の一部返納

既報（2020年6月26日付リリース「新役員体制及び役員報酬の減額について」にて公表。）のとおり、役員報酬については現在減額幅を拡大しておりますが、今回の処分を厳粛に受け止め、以下の通り役員報酬の一部返納を追加で行います。

①一部返納の内容

代表取締役	月額報酬の20%自主返納
取締役（監査等委員である取締役を除く）	月額報酬の15%自主返納
執行役員	月額報酬の10%自主返納

②対象期間 2020年9月～2020年11月（3ヶ月）

6. 結語

当社は今回の経験を経営の大きな反省材料に、地域社会からの信頼回復に向けた取り組みを徹底し、地域の一員として認められ、地域にとって存在価値のある会社を目指してまいります。

今後も、当該非鉄スラグが使用された可能性のある箇所を発見した場合には、以下お問合せ窓口までご連絡ください。当社の責任および負担において、迅速な判別調査、および生活環境保全上の支障を除去する措置が必要な場合の回収・撤去等の適切な対応をいたします。

【お問合せ窓口】

東邦亜鉛株式会社

電話：03-6212-1722

メール：Honsha_Soumubu@toho-zinc.co.jp

受付時間：平日（月曜日～金曜日）9:00～17:30

以上